

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	横河電機株式会社			コード	6841		
提出日	2023/5/31		異動（予定）日	2023/6/27			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会にて社外役員の選任議案が付議されたため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	菅田 史朗	社外取締役	○										△				有
2	内田 章	社外取締役	○										△				有
3	浦野 邦子	社外取締役	○										△			訂正・変更	有
4	平野 拓也	社外取締役	○										△				有
5	五嶋 祐治郎	社外取締役	○										△			新任	有
6	高山 靖子	社外監査役	○										△				有
7	大澤 真	社外監査役	○												○		有
8	小野 傑	社外監査役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	菅田史朗氏が代表取締役社長を務めていたウシオ電機株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払額は当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	菅田史朗氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行ってています。同氏の経営者としての高い見識と産業用機器製品の開発、マーケティングの豊かな経験と深いグローバルビジネスの知識を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
2	内田章氏が取締役を務めていた東レ株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払はありません。	内田章氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行ってています。同氏の経営者としての高い見識と、財務経理部門を中心とする経営管理分野の幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
3	浦野邦子氏が取締役を務めていたクオリカ株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払はありません。	浦野邦子氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行ってています。同氏の経営者としての高い見識と大手製造業における生産部門や人事・教育、広報・CSR部門など幅広い経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
4	平野拓也氏が代表取締役社長を務めていた日本マイクロソフト株式会社と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払額は当社グループの年間連結売上高の1%未満です。	平野拓也氏は、社外取締役として経営の監督を適切に行ってています。同氏の経営者としての高い見識とグローバルIT企業の業務部門における幅広い実務経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
5	五嶋祐治郎氏が代表取締役社長を務めていた株式会社日本触媒と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払はありません。	五嶋祐治郎氏は、グローバルに活動する大手製造業において、生産や生産技術の現場で長く生産戦略を主導し、CEOとして企業変革や人事改革、新規事業の育成、M&Aなどに取り組んできた豊富な経験と知見を有しています。そうした同氏の経験を当社の経営の監督に反映することで、経営の妥当性、客観性、透明性を高めるため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
6	高山靖子氏が業務執行者であった株式会社資生堂と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社に対する売上高は当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への支払はありません。	高山靖子氏は、大手コスメ・ビューティー企業においてCSR担当をはじめとした幅広い実務経験や勤勉監査役としての経験、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しており、そうした経験を当社の監査に反映することで質の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
7	該当事項はありません。	大澤真氏は、経験豊富な経営者の視点と経済界における幅広い活動に基づく高い見識、さらには様々な企業での社外役員としての豊富な経験を有しています。そうした経験を当社の監査に反映させることで質の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。
8	小野傑氏が弁護士を務める西村あさひ法律事務所と当社グループとの間では、直近3事業年度の間に取引がありますが、2022年度における同社への支払額は、当社グループの年間連結売上高の1%未満であり、同年度における同社への売上はありません。	小野傑氏は、弁護士として企業法務やファイナンス分野の豊富な知識を有しており、経済界や教育界における幅広い活動に基づく高い見識を反映することで、質の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任しております。また、同氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員としての要件及び当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たしていることから、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社は、社外役員における独立性の基準を以下のとおり定めています。 <社外役員の独立性に関する基準>
当社は、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会を充実させるために現経営陣から独立した社外取締役及び社外監査役を招聘していますが、社外役員選任における透明性を高めるため、平成27年3月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり、社外役員の独立性に関する基準を設定しました。
記
当社において独立役員であるというためには、以下のいずれかに該当する者であってはならない。 ① 当社およびその連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者またはその就任の前10年間においてそうであった者（注1） ② 当社の現行主要株主（議決権割合10%以上）または最近5年間においてそうであった者（注2） ③ 当社が現行主要株主である会社の業務執行者 ④ 当社グループの主要な取引先（直近事業年度または先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結売上高の2%を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者 ⑤ 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付または助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者 ⑥ 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者 ⑦ 当社グループの主要な債務者（当社グループまたは最近3年間においてそうであった者（注3） ⑧ 当社グループの会計監査人または監査法人等の関係者または最近3年間においてそうであった者（注4） ⑨ 上記⑧に該当しない弁護士、公認会計士または税理士との他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の報酬を得ている者 ⑩ 上記⑧に該当しない法律事務所、監査法人、税理士またはコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、その連結売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けた）の関係者（注5） ⑪ 上記①から⑩（⑤を除く）の親族（配偶者または二親等内の親族もしくは同居の家族） ⑫ 独立役員としての通算在任期間が8年を超える者
以上

注1：業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者および使用者（本基準において「業務執行者」という）。

注2：当社の現在または最近5年間において主要な株主（議決権割合10%以上）またはその会社もしくは重要な子会社の業務執行者

注3：当社グループが借り入れを行っている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう）であって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

注4：当社グループの会計監査人または監査法人の社員、パートナーまたは従業員である者、または最近3年間においてそうであった者（現在退職している者を含む）。

注5：当該ファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要な株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。